

研究所だより I

自主研究事業

「北海道における准組合員の実態と 対応方向に関する調査研究」の概要

七月一四日に北農ビル会議室で開催した、当研究所の「令和元年度事業計画の説明会」では、事業計画概要を説明した後に、研究事業の成果報告として、平成二九年から平成三十年にかけてまとめた「北海道における准組合員の実態と対応方向に関する調査研究報告書」の概要を報告しました。

員を抱え、生活インフラとしてのJA事業の位置づけの高い北海道において、准組合員対応の今後のある方を明確化していくことは、改正農協法施行後五年間の検討期限に向けて、解決すべき喫緊の課題です。そこで、自主研究事業として、道内でも特に准組合員数の多いJAの実態調査を通じて、准組合員の実態把握を図るとともに、JAの准組合員対応の現状と課題を明らかにし、さらには、准組合員の事業利用規制の違法性・不当性に関する識者の主張を整理・提示することで、これから准組合員対応のあり方のほか、総合農協の強みや地域社会・経済におけるJAグループの役割等について報告書として取りまとめました。

平成二八年四月一日施行の改正農協法では、「准組合員の事業利用規制」のあり方は含まれなかつたものの、五年間の間に利用状況等の調査を行い、検討を加え結論を得との付則が明記されました。総計二八万人（平成二八年度）を超える准組合

自主研究事業報告要旨

説明会当日は、報告書における事例八農協の詳細概要報告は割愛し、担当いただいた北海学園大学佐藤教授から「准組合員の事業利用規制をめぐる動向と論点について」、北海学園大学宮入教授から「北海道の准組合員動向と事例八農協の位置」「准組合員対応の方向性と課題」を中心に、酪農学園大学糸山講師の補足を含めた概要報告を行った。なお、報告書の詳細については、四月に配布した報告書本誌あるいは、北海道地域農業研究所ホームページの書誌データベースを閲覧願います。

一 準組合員の事業利用規制を めぐる動向と論点について

(一) はじめに

J Aの准組合員制度は、第二次大戦後の旧農協法によつて位置づけられたものですが、准組合員は組合員として事業利用は

できるが、正組合員とは異なり議決権や選挙権（いわゆる共益権）を有しないとされました。協同組合の組合員資格が正・准

の間で異なることとなつた歴史的経緯は様々言われていますが、准組合員制度そのものは現在に引き継がれています。

一人一票制が協同組合の原則であるにもかかわらず、共益権を有しない准組合員が存在することは協同組合としての一つの矛盾であり、その矛盾が時々に准組合員制度をめぐる問題として取り上げられてきたが、大きく切り込まれることなく今日に至っています。今後、改正農協法を契機として、准組合員制度そのものを見直す動きがありますが、制度の見直しには、事業の利用状況だけでなく、各J Aにおける准組合員の実態把握が重要な課題となっています。

調査を行つた時点では、北海道の准組合員数、准組合員比率は双方増加しているが、その要因は仮説としては二つ考えられます。一つは、従来の准組合員数増の直接的要因ともなつた信用・共済事業への地域住民の抱え込みだけではなく、「共同生活手段」（病院や学校、預貯金先や商店、ガソリンスタンド等のサービス業）の衰弱からJ Aを利用する准組合員が増加しているのではという点であり、もう一つは、准組合員の協同組合参加に関する点です。

農業者ではないが、「農業の応援団」として参加している事実があるならば、准組合員制度の現代的な意義を積極的に評価すべきではないか。J Aの実態把握では、この二つの仮説を実

証する必要があり、その上で准組合員制度の評価が可能となると思われます。

以下、JAの実態把握を行う際の前提として、これまでの政府主導の農協改革の一環としての准組合員の事業利用規制の議論の動向と、准組合員制度をめぐる諸議論の論点整理、そして、北海道の准組合員をめぐる課題について提示します。

(1) 准組合員の事業利用規制をめぐる動向

准組合員に対する事業利用規制の問題は、一〇一六年の農協法改正の折りに唐突に議論が登場した印象を受けるが、一〇〇〇年代初頭からすでに始まっていたとみられます。たとえば、一〇〇二年一一月の内閣府の「総合規制改革会議第一次答申」では、「組合員制度の実態、員外利用率の状況等を調査し、法令違反等のある場合は「これを是正するよう指導するなど所要の措置を講ずるべきである」として、員外利用規制の強化が動き出しました。翌一〇〇三年一一月の同第三次答申では、「多くの単位JAにおいては、正組合員、准組合員の実態や員外利用率の状況を正確に把握していない」状況があるとして、実態把握が求められるとともに、「法令違反等（特にJAバンクの非組合員利用率）がある場合は是正措置が必要と答申されました。そ

のため、JAグループは員外利用対策を進めた結果、員外利用者が減る一方で准組合員が増加することとなつたのです。

この第三次答申では、「准組合員に対しては員外利用率規制が適用されないため、農協が准組合員向けの事業を拡大することを通じ、正組合員のメリットの最大化につながらない制度運用がなされる可能性があることから、准組合員が三〇〇万戸を超えている実態を踏まえ、准組合員制度の適切な運用のための措置を検討し、所要の措置を講ずるべきである」と指摘しているが、当時は法令上の義務要件は附されませんでした。一〇一四年五月の規制改革会議農業WGの答申案で、突如として「准組合員の事業利用は正組合員の事業利用の二分の一を超えてはならない」という方針が出てきたと言われますが、実はそれ以前から延々と検討が続けられてきた経緯があつたのです。

こうした圧力のもと、准組合員制度は、改正農協法の附則において、「政府は、准組合員の組合の事業の利用に関する規制のあり方について、施行日から五年を経過する日までの間、正組合員及び准組合員の組合の事業の利用の状況並びに農業協同組合等の改革の実施状況の調査を行い、検討を加えて結論を得るものとする」とされ、五年間の検討期間が設けられました。規制改革推進会議はそれ以降も、実態調査の加速、一定のルール導入の検討を指摘しつづけています。

直近の選挙における与党の主張と結果から、大きな影響は生じないと期待もありますが、どうなるかわからないという状況です。

(II) 准組合員の事業利用規制をめぐる論点について

准組合員の事業利用規制の動きに対しても、識者をはじめ様々に議論がありますが、論点を准組合員の質的な面にかかるものと、量的な面にかかるものの二点に大きく絞り検討しました。

ア 准・正組合員の位置づけ（准組合員の質的な面）に関する議論

事業利用規制の動きに対し、准組合員の位置づけを変更するかどうか、いわゆる共益権の付与をめぐる議論があります。

太田原高昭先生は、「准組合員自身が共益権を得て正組合員になるという要求を持つているか明確でないこと」、そして「農協の組合員を耕作農民に限定し『非農民的勢力の影響を排除する』」ことが、農協政策の戦後改革の原点であったことを理由に、共益権付与には反対の立場でした。ただし、前半の方は「今後アンケート調査等を行って、その結果にゆだねる」と、

全面的な反対ではなく留保付きの反対をされています。

他方で石田正昭先生は、「准組合員事業利用規制の絶対阻止」を前提とした上で、准組合員への様々な共益権の付与の方法を提案されています。第一に正・准組合員の区別なく議決権を付与し、完全な一人一票制とする方法、第二に各組合が定款に基づき、事業利用量に応じた複数議決権を付与する方法（ドイツ・オランダの農業協同組合に見られる）、第三に一人一票の議決権を与えるものの、議決権総数に占める准組合員の議決件数に一定の制限を設ける方法（フランス・イタリアの支援組合方式）、第四に一人一票の議決権を与えるものの、准組合員を含む全組合員の議決と准組合員を含まない正組合員だけの議決を行い、両者の議決が異なる場合は後者の議決を優先する方法です。しかし、いずれの方法も組合員が参加意思を伴っているかどうかの精査が必要であり、実態把握を行わない限り現実的ではなく、今後、具体的に総合農協の准組合員あるいは正組合員の性格を調べたうえで慎重に判断すべきであると考えます。

准組合員に共益権付与の議論がある一方で、正組合員と准組合員を分けること自体に疑義を唱える見解もあります。

明田作先生は、「協同組合の原則に則り、組合員の数を制限せず、加入・脱退の自由の原則を採用している。したがって、組合員資格を有する限り、正当な理由なく正組合員であれ、准

組合員であれ加入を拒めない」。逆に「組合員の事業利用の制限は制度的にも論理矛盾をきたす」と述べています。自主的な存在であるはずの協同組合に対しても規制という議論をするということ自体が問題であるといつものです。

イ 准組合員が正組合員よりも増加し、正組合員による組織運営に影響を及ぼすとの議論（准組合員の量的な面）について

准組合員数が正組合員数よりも多くなると、正組合員による組織運営に悪影響を及ぼす可能性があるとの指摘があります。第一に、改正農協法は、JAが「農業者の所得増大」に最大の配慮をすると定めたが、それに問題を生じるのではないかという指摘です。第一に、准組合員の事業利用から得られる剰余にも優遇税制が適用されていることや黒字部門から赤字部門に補填すれば本来払うべき法人税を払っていないこと、そして、赤字が常態化した事業の放置をするならば、それは事業体として正しい姿ではないとの批判です。

第一の指摘については、総合農協を維持せよという立場から、総合農協を止めて専門農協に転換すべしとの極論まで存在しますが、この極論は、現実のJA事業が地域社会の持続的発展に

果たしている事実を明示することによって否定可能と思われます。

なお、第一の指摘に関して、明田作先生は、「准組合員数が正組合員数より増大しても、農業者にのみ議決権を付与する」とで農業者による意思決定は担保されている」と反論し、さらに、准組合員の増加によって農業者の「農業所得の増大に最大の配慮」がおろそかになる恐れが生じたとしても、「総会の決議の成立要件を、たとえば普通決議を要する案件につき、正組合員の過半数の賛成の意思表示に加えて准組合員を含めた出席者の過半数の賛成の意思表示を必要とするよう、その要件を加重することは法的には許されるはずである」として定款変更の範囲で対応可能だと主張しています。この方法ならば、准組合員増加及び准組合員参加の問題は、一定程度解決されると考えられます。

第一の指摘については、海外の例でも兼営農協が普通に存在している実態があり、日本の総合農協がとりわけ批判されいるわれはありません。青柳斎先生は、「信用分離」によって従来の事業部門間の連携が弱まり、複合・総合涉外体制が不可能になる危険性を指摘するとともに、これから地域金融機関の重要な役割として、地域活性化や雇用創出、生活環境整備などの取り組みを推進すべきであり、そのためにも兼営形態が望ま

しいと主張しています。

総合農協解体論や信用分離論は、JAの総合事業が地域社会に果たしてきた役割や、信用分離による農業者への不利益拡大などへの無理解からきている主張でもあるのです。

(四) 准組合員をめぐる從来からの論点

准組合員をめぐっての議論は、今回の農協改革の流れの中で出てきたものではなく、戦後古くから行なわれており、これまでの諸議論について要点を紹介します。

ア 都市化・混住化と農協准組合員問題

近藤康男先生は、一九六〇年代という早い時期から「准組合員は都市化の進展に伴って増加し、それによって農協そのものの性格が変わってきている」と指摘しています。

次いで一九七〇年代においては、特に都市化・混住化の進む「都市農協」における准組合員の増加に際して、「農民の協同組織」である農協の性格をどういったらよいのかという問題が論点となり、鈴木博先生は、一つの打開策として、「協同組合地域社会の建設」を提言したが、そのいきつく方向は、農協の

「地域協同組合」化であり、大いに議論を呼びました。

都市化・混住化の進展に対し農協陣営は、一九七〇年の「生活基本構想」を通して、地域一般住民との交流強化と准組合員としての積極的受け入れをすすめるよう示したが、農政審や農水省は、逆に准組合員増加に消極的な姿勢を示しました。荷見武敬先生は、こうした動きに対する農協系統内部での組織原則についての討議が不徹底であったことから、准組合員問題に対する取り組みの混迷が見られたと指摘するとともに、正・准の境界を取り払い、本来の協同組合原則に基づく平等な一人一票制度による民主的運営に立ち返ることが、近い将来の課題として強く要請されたのはと述べました。このような議論がかつてあり、今回の准組合員の事業利用規制の問題にもつながっているわけですが、いずれにしても個々の農協の組合員の内実に応じて対応すべきことであり、JAごとの正組合員・准組合員の実態の把握が課題となってきます。

イ 正・准組合員との関係をどう構築するか

最近の議論では、増田佳昭先生が、「准組合員問題の抜本的な解決には、組合員の規定をそれぞれのJAの定款に委ねる方向での、農協法改正が必要だと考える」と主張しています。

改正農協法との関係から、農業という職能的目的を重視するならば、「准組合員を地域農業の応援団」として位置づけることが大事であり、地域農業を支える役割を期待し、その方向で働きかけるべきだという主張です。他方、高齢化と人口減少が進む地域では、地域の暮らしを支えるJAの役割を積極的に打ち出すべきで、准組合員の運営参加の道を開き、正・准交えたJA運営の必要性も主張しています。増田先生の主張で注意すべきは、「意思決定はあくまで各JAの自主性に委ねる必要がある」という点であり、准組合員の位置づけも「JA」とに明らかにすべきことなのです。なぜか「自主改革」という名の下で中央政府が改革を強いるようなことがあります、「農協というのはあくまで自主性に応じて意思決定をするべきだ」ということが強く強調されているように思われます。

この他、准組合員の参加をめぐっては、明田作先生は、農業

を単に産業として捉えるのではなく、その営まれる場が生産空間と同時に生活空間でもある農村の持続的な発展のためのJAの役割について言及しています。

明田先生の指摘したJAの役割と、員外利用規制という外的環境への対応でJAが准組合員を意識的に増加させたことを踏まえれば、准組合員を含めたトータルなJAのあり方を個々のJAで検討することが、あるべき方向であり、このことは、准

組合員制度を有する農林漁業の協同組合に共通する課題でもあります。

ウ 地域社会への貢献とJA

原弘平先生は、協同組合原則の一つに「地域社会への貢献」が加えられたのだから、「協同組合は『事業性』とともに『社会性』を併せ持つ存在である」と指摘し、加えて「地域の農業資源を自治的に管理する主体としての農協の役割は、法律に規定される」とによって行われるものではなく、協同組合がそもそも有する本質的な役割・機能に基づくもの」とあると主張しています。その主張を再確認し、併せて、メンバーである准組合員の地域資源管理の参加実態と意義を解明する必要性があります。

北原克宣先生は、神奈川県の農協の事例分析を通して、多額の信用共済の資金量を誇りつつも、當農指導体制の強化と直売所を拠点として都市農業の発展に寄与しようとする伝統的で素朴な農協の実態があると指摘し、地域農業の維持発展に都市のJAが大きな役割を果たしていることを示していました。

都市と農村のJAを区別することなく、個々の事例を積み上げることによって、地域資源の管理主体である各JAの役割や、

JJAの准組合員の参加実態等が明らかにされると思われるが、それはまた端緒的、個別事例的なものにとどまつてゐるのです。

(五) まとめ

まとめとして、北海道の准組合員をめぐる実態解明のために四つの視点を提示します。

第一に、北海道の地域社会・経済にとって、住民生活をサポートする存在として総合農協が大きな役割を果たしていることはいうまでもないが、そのために准組合員制度が活用されている可能性が高いと考えられます。当然のことながら、総合農協がその役割を果たすためには、連合会の存在が大きいため、その役割の解説も各単協分析と同様に重要なと考えられます。

また、JJAには、農業者のためだけでなく、地域社会・経済に果たす大きな役割があることを組合員自らが認識する必要があり、そのための協同組合教育の強化が求められます。

第二に、JJAの実態調査・分析を通じて准組合員の位置づけが明らかになるが、同時に正組合員が准組合員問題をどう捉え、どのような関係が構築されているか、もしくは構築されていないかも明らかになると考えられます。

第三に、北海道の准組合員数は札幌市や旭川市など都市部に

多いが、じつした都市部の准組合員の実態把握を通して、都市化・混住化の中での准組合員の性格やJJAへの参加実態、事業利用の内容など、全国共通の傾向も明らかになるものと考えられます。

なお、今回の報告書ではふれませんでしたが、その後の継続したJJA事例調査では、農村部の准組合員の実態把握も実施しています。また違った准組合員の実態があることがわかり、そうした様々な准組合員の性格があることから、総合的に検討する必要性を感じています。

第四に、単協ごとに准組合員の性格が異なるとすれば、その中から先進的な「准組合員対応」を行っている事例が摘出できる可能性があり、実態調査にあたっては、准組合員の年齢階層別の属性ごとの性格やJJAとの関わり、JJAからの支援内容などの把握が重要となります。

以上の点を踏まえた実態解明が必要です。

協同組合であるJJAは、相互扶助の精神や協同組合原則に則り、「地域社会の持続的発展」に向けた活動が重要です。明田作先生が指摘する「協同組合運動は、人々の『参加』を通じて問題解決を図る組織であり、またあつたはずである。農業、農村に基盤を置く、かつ事業を総合的に行う協同組合として、農業と人間らしく住みやすい地域を維持し、発展するために、農

協が果たすべき、ないしは果たしうる役割は少くないはずである」という「あるべき方向性」は、北海道のJAにもあてはまるのです。

二 北海道の准組合員動向と事例八農協の位置

(一) 准組合員数の動向

北海道の准組合員の動向は、図1で示す通り、年々増加し続け全国と比べても高い准組合員比率を持つていることが見てとれます。この点については、著書「北海道から農協改革を問う」において、従来から言われてきた離農者の准組合員化や地域インフラとしての位置づけの強さ、そして、本州よりも員外利用規制対応や正組合員資格の扱いにきちんと取り組んできたことなどが大きな要因であると指摘しました。

このように増えてきた准組合員数・比率ですが、一〇一六年に若干ながら減少しました。准組合員の事業利用規制が問題になっている中で、久しぶりの減少です。これをどうとらえるかということも、実はこの調査研究の一つの柱です。この要因の一つは、所在不明の准組合員の整理によるものと考えられます。

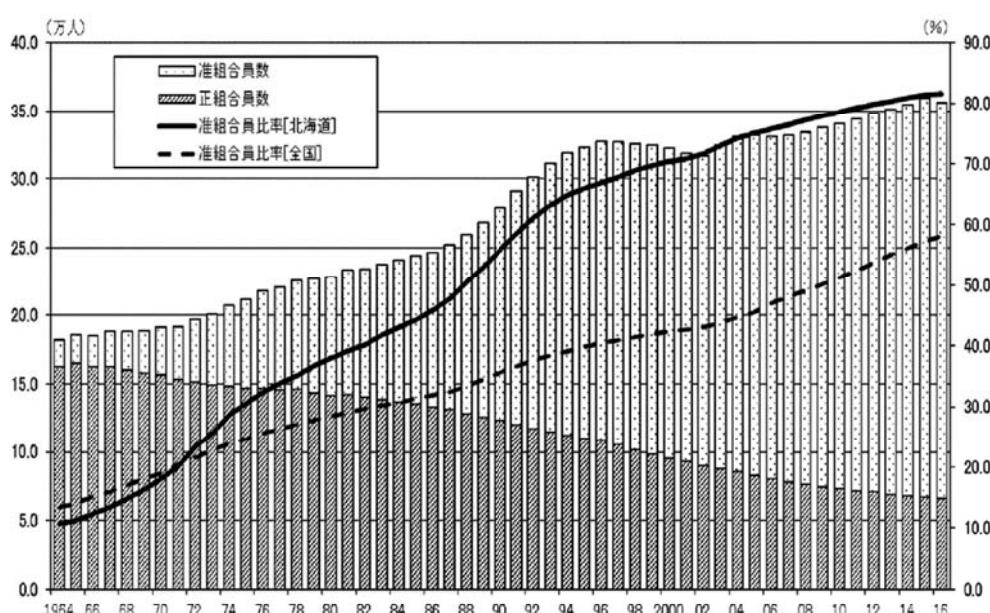


図1 北海道における准組合員数および准組合員比率

資料：農林水産省「総合農協統計表」より作成。

表1 道内における准組合員数の
上位10農協 [2017年度]

単位：人（%）

J A名	准組合員数	(割合)
さっぽろ	29,995	(10.3)
あさひかわ	20,281	(7.0)
道央	16,076	(5.5)
いわみざわ	14,053	(4.8)
新はこだて	12,223	(4.2)
帶広かわにし	11,038	(3.8)
ふらの	10,769	(3.7)
南るもい	9,010	(3.1)
函館市亀田	7,447	(2.6)
稚内	7,373	(2.5)
上位10 J A合計	138,265	(47.4)
全道合計	291,265	(100.0)
1 J A平均	2,701	

資料：J A北海道中央会「J A要覧」より作成。

すべての准組合員を把握することは、なかなか困難なことです。が、准組合員の事業利用規制の是非が問われている現状において、組合員の実態把握や利用状況を明確化することは、JAグループ北海道全体として対応すべき課題の一つであると思います。

表1は、道内の准組合員数の上位一〇農協ですが、これらの農協で准組合員総数の五割ほどを占めています。上位一〇農協はいずれも道内における中核都市を含む地域であり、この地域に准組合員が集中していることが見てとれます。

表2 振興局別准組合員比率の現状 [2017年度]

単位：人、%

	正組合員数	准組合員数	総計	准組合員 比率
宗 谷	877	12,593	13,470	93.5
留 萌	1,476	11,612	13,088	88.7
釧 路	1,409	10,431	11,840	88.1
道 南	3,240	22,024	25,264	87.2
石 狩	7,481	52,226	59,707	87.5
根 室	1,597	8,415	10,012	84.0
オホーツク	5,990	26,444	32,434	81.5
空 知	10,549	42,771	53,320	80.2
上 川	13,965	52,387	66,352	79.0
十 勝	9,598	31,024	40,622	76.4
日 胆	5,081	16,118	21,199	76.0
後 志	3,137	5,618	8,755	64.2
総 計	64,400	291,663	356,063	81.9

資料：J A北海道中央会「J A要覧2018年版」より作成。

注：J A幌延町は宗谷ではなく留萌に含まれる。

一方、表2は、振興局別に集計した准組合員比率です。九〇%を超える宗谷から、オホーツクまでは全道平均以上であり、大都市圏の石狩を除けば、沿岸部や中山間部といった人口減少の著しい地域ほど准組合員比率が高いことがわかります。道内には、地域の人口に占める農協組合員数の比率が三～四割を超える市町村もあり、そのような地域の多くは、純農村部・沿岸には、地域の人口に占める農協組合員数の比率が三～四割を超える市町村もあり、そのような地域の多くは、純農村部・沿岸

部です。民間企業の進出が限られるゆえに、准組合員となり農協を利用していいる住民が多いことがうかがえます。北海道の農協は、正組合員、准組合員はもとより員外利用者まで含めて、地域住民総体の生活を総合的な事業で支えてきたわけです。

(1) 調査事例の位置づけと想定される准組合員の主体

都市部を含む地域に准組合員が集中していること、また、農村部・沿岸部で准組合員比率が高いという両面から、道内における准組合員の状況を確認してきましたが、図2では、道内各農協の准組合員数と比率の分布を示してみました。

円で囲っている通り、大きく一つのグループに分けられます。

一つは、図の下段を囲む円に含まれる農協群です。農村部に立地する共通点を持ち、准組合員の実数としては少ないので、准組合員比率は多様で、一割ほどの極端に低い農協から九割を超える農協もあります。これら農村部の農協は、その立地条件から実数は少ないものの、准組合員の多くは、離農者やその家族世帯員、農協職員等に加え、農協に依存せざるをえない地域住民であり、地域インフラとしての機能発揮が求められてきた農協と考えられます。

それに対し、図の右端の縦長に位置する農協群は、准組合員

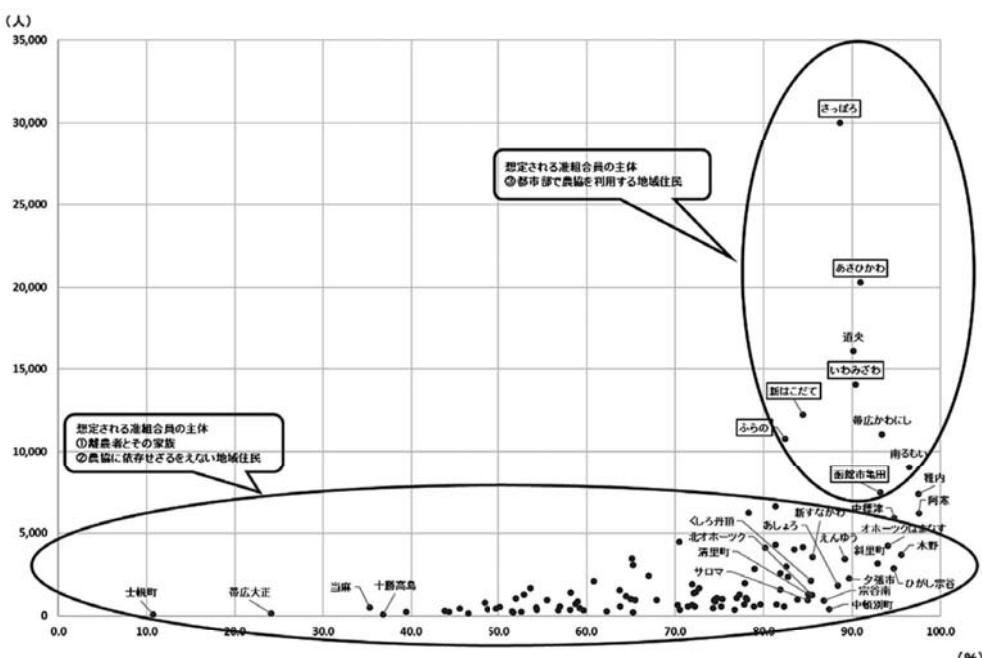


図2 組合員数と准組合員比率による農協の分布 [2017年]

資料：JA北海道中央会「JA要覧」により作成。

比率と実数がともに高く、また、都市部を含んでいることから、准組合員の主体は、農業と関連が薄い地域住民であると想定されます。このグループの准組合員数は道内の半数近くを占めており、JAグループ北海道として准組合員対応を考える際には無視できない存在です。

これらの農協の大半は、広域合併を経て現在に至っており、その結果として都市部に農村部も含めたエリアの中で、営農指導事業も充分担い、農協らしい農協として存立している側面を持っています。そのような農協においてはどのような准組合員対応が推進されているか、農協事業利用のための推進活動や、員外利用規制を遵守するための准組合員化も当然実施されてきたとは思われますが、民間の他金融機関や保険会社などの選択肢がある中でJAグループを選んだ理由が存在すると思われます。さらに今後の道内における准組合員対応の展望を見いだすためのヒントにつながる先進的な取り組みが存在する可能性もあります。

本研究では、統計資料および既存研究の整理から得られた以上のような仮説も踏まえ、上記グループから調査農協を選定し、その実態分析から、JAグループ北海道の新たな准組合員対応のあり方を示すこととしました。

二 調査事例の概要

調査対象に選定した八事例の農協の准組合員比率は道内平均より高く、准組合員数も七農協において10,000人を超え、最大は約30,000人という実態にあります。出資金の一回額や出資配当は農協ごとに様々であり、生活事業を現在も行っている事例もあれば、信用・共済が准組合員の主な利用事業となっている事例もあり、准組合員総数が多い都市部を含む地域を管内としているという点を除けば、類型化できるような共通点も見出しがたい。次節以降において、各事例の着目すべき点に触れてていきます。

なお、調査事例八農協の詳細な内容については、報告書本誌を参照願います。

四 准組合員対応の的方向性と課題

各事例の分析結果も踏まえ、現在の北海道の農協に求められる准組合員対応のあり方や課題についてまとめていきます。

(一) サポーター五五〇万人づくりが 北海道の農協を変える

J A グループ北海道は、一〇一五年の第一八回JA北海道大會議案で「サポーター五五〇万人づくり」を打ち出しました。地域との関わりを強く前面に打ち出したこと、自体が北海道にとって画期的なことです。准組合員対策は直接的に示してはいないが、准組合員の事業利用規制の問題が念頭にあり、ライフラインとしての農協の重要性と、地域農業と食を支持する層が多く存在することを明確に示して対応していく決意の表れといえるでしょう。昨年の第二九回大会においても、サポーターづくりの方針が継承されるとともに、「次代につなげる協同組合の価値と実践」として、「協同活動を核とした准組合員との関係づくり」や「准組合員モニター会議」など、より積極的に准組合員に接近していくことが具体的に示されました。背景には、二〇二一年の検討期限が迫っていることがあるが、同時に、各地域での実践成果を踏まえて、最も力強いサポーターとしての准組合員を、利用者としての位置づけから一歩進んで、農協組織内でどのように「仲間」として受け止めていくかという課題が明確になってきたことも関係していると思われます。サポーター

五五〇万人づくりを打ち出して自己改革や地域貢献の見直しを推し進めてきた結果、時代変化や地域変化と照らし合わせて、「協同組合だからこそできる」と「農協でなければならぬ」とを考える必要に迫られました。言い換えれば、北海道の農協自らがその存在意義を再定義・確認する必要性が再認識されたということです。営農・経済事業を柱に農業者を中心とした「農協らしい農協」として存立してきたJAグループ北海道にとって、大きな方向転換です。

現実には、職能組合としての性格が強いがゆえに、農協内部においても「准組合員対策は本州の問題であって、北海道では必要ない」という認識が一定程度存在していることも事実ですが、単なる利用者であっても、組合員として受け入れたからには、「利用者としてのメリット」だけではなく「組合員としての意義」を伝える責任があります。准組合自身も「組合員である」という意識は希薄です。農協は、その人たちに組合員の意識を持つていただきながら、どのような関わり方をしていくのかJAグループ全体として検討していく必要があると考えます。

(II) 准組合員の実態を把握し、

「声」を集める仕組みを作ろう

今回事例とした農協でも、准組合員化の契機や属性は様々であり、具体的な事業利用の実態把握を課題としてあげる事例がほとんどでした。准組合員対応を進めていくにあたっては、まず、各地域で准組合員の属性や利用実態を、量的にも質的にも把握していく必要があります。現在の農協にとって、准組合員がどのような存在であり、どのような重みを持っているのかを捉え直すために、また、正組合員自体の意識改革を進める上でも、実態把握は欠かせません。

また、実態把握と合わせて、准組合員が農協に何を求めているのか、もしくは農協の事業をどう評価しているのかという「声」を集めの姿勢を示すことも双方向の関係性を築く上で重要です。調査した農協においても、独自アンケートの実施結果から各事業へのフィードバック方法が検討されている事例や、「准組合員の声」を集めるための仕組みや「声」に沿った取り組みの必要性が意識的に模索されている事例もありました。

実態把握や情報発信・フィードバックの仕組みづくりは、単に准組合員や地域に向けたものだけではなく、正組合員

に対しても准組合員制度や農協の存在意義を再認識させることがにもなります。正組合員と准組合員がお互いを認知していくことから准組合員対応が始まっていることを期待します。

(III) 広報誌やイベントが准組合員を利用者から組合員に変える

准組合員の多くが、自身が「組合員」という意識を持たず、利用者としか認識していない実態があることから、准組合員に特化した情報発信により組合員であるとの認知を進める農協が複数ありました。地域住民に向けた「ミニユーニティ誌」の配布は、幅広く農協の認知を進めていく点での意義は大きいが、准組合員に対する関係性強化においては、員外との相違が見い出しがたいという課題もあります。これまで道内の農協においては、准組合員を員外と区別せず、地域全体丸抱えでサービスを提供するという考え方も根底にあったと思われるが、員外利用規制とともに准組合員の存在形態自体が問われている現状においては、ある程度准組合員に対する特別な関わり方も必要です。いま求められているのは、准組合員にも「組合員としての意識」を持つて、地域農業もしくは農協のサポートーとなつてもう一つことです。地域住民の中でも准組合員は特別な存在であることが

そして、経済的なメリット以外でも、准組合員になることの意義があることを明確に示していく必要があります。そのためのツールとして、広報誌やイベントを位置づけることができます。

事例農協の独自アンケート調査からは、准組合員と員外利用者では農協利用に相違があり、准組合員は正組合員に近い利用形態であることも確認されています。農協サイドから准組合員に対して積極的に「組合員」としての認知度向上を図る取り組みを行っていくことが重要であり、それは広義の組合員教育であります。地域農業を支える一員として、さらに地域づくりの仲間としての誇りを准組合員に持つてもらうために、准組合員を農協組織の中に位置づけていく必要があります。

(四) 事業の総合的利用が農協への理解を深める

今回の事例調査は、都市部を含んだ農協を主体に実施しましたが、各事例で地域住民や准組合員への対応としてあげられる具体的取り組みでは、「農協うしさ」を出すことに重点が置かれていることが共通していました。聞き取り調査やアンケート結果から、「農協うしさ」が地域住民の評価の向上や、農協の准組合員となるメリットになり得ることが確認できます。一部

ベントへの参加を求めていくことが、地域に農協が存在するメリット、事業を利用するとのメリットを理解してもらいつつになり、より農協理解が深まることが期待できます。総合利用推進は農協の事業利益の拡大としての目的だけで捉えるのではなく、農協理解の方策として積極的に考えていく必要があります。農協うしさの一端は、當農と生活の双方にかかわる広範な総合事業にあることは間違いない、「准組合員対応と総合事業推進というのは不可分の関係にある」といえます。太田原先生の著書である「新明日の農協」で「准組合員対策とは単に准組合員を増やし事業量を拡大することではない。『准組合員の農協利用を通じて農業を応援したい』という気持ちに寄り添い、それにふさわしい活動の場を提供することであろう」と指摘されています。五五〇万人サポート一づくりは、准組合員の思いを顕在化させていくことに一定の効果があるという点でも重要な取り組みであり、准組合員対応もその延長線上で考えていく必要があります。

(五) 准組合員の運営参画は「参加する場」づくりを通じて幅広く進めよう

地域のなかでも力強いサポーターと思われる准組合員の位置

づけを考えると、准組合員対策の中で北海道らしい、「組合員参加」のあり方も問われます。都府県のように「共益権の付与」による運営参画という考え方は、北海道にはなじまないと考え

るが、より広い意味での参加の仕方の模索は重要です。参加という意味で考えれば色々な形での「参加の場」というのが作れるのではないかということが、今回の調査でも確認できました。

農協イベントでの准組合員への直売ボランティア募集は、正組合員と准組合員の協同や交流の機会を創出したという意義をもち、運営参画とは異なる形で農協の取り組みに「参加する場」をつくり出しました。また、JA女性部対象の文化活動への准組合員参加も正・准組合員の交流の機会として期待されます。

「意見を聞く」という取り組みも「参加」としての充分な意味を持つといえます。

第一九回JA北海道大会議案には、「准組合員モニター会議」の試みが示され、今後実践されていくと思うが、このような場で交流を図り、准組合員の意見・要望を新たな事業や組合員活動として形にすることで、役職員だけで考える以上の効果的な准組合員対応をつくり出せます。農協の総代会に参加するという方式だけではない、様々な参画のスタイルがあり得ると思います。

(六) JAの准組合員対応を支える連合会の役割

農協の地域インフラとしての機能は、単協だけで担っているのではなく、移動購買車、移動金融車、給油所など、連合会の支援の事例も確認できます。また、振興局管内の他農協や連合会と連携し、民間とは違った「農協らしさ」を發揮したサービスを実現している事例もありました。農協単独での取り組みと同時に、連合会等の支援、連携は都市部・農村部にかかわらず重要です。地域生活を支える取り組みが、連合会を含めたJAGループ全体として実現されていることを、わかりやすく示すことも必要です。

(七) 一〇～二〇代の若い世代に接近しよう

地域への関与では、すでに食育活動や学校給食を通じて、就学者に対しては多くの取り組みが見られます。それに加え、今求められているのは、子育て世代等へのライフステージを意識した農協による生活支援です。農協の利用者、准組合員の多くは五〇代以上の世代であり、一〇～四〇代の准組合員は少ない状況です。高齢者への対策も重要であるが、他方、若い子育て

世代に対する生活支援といった側面からのアプローチも求められます。事例調査では、育児雑誌の無料配布など、子育て世代を意識した取り組みも見られたが、世代別のサービスを提供しやすい「子ども共済などの事業を中心にして、総合事業の強みを「生活」面でも發揮していくことも重要です。地域に必要とされる事業を行っていることが認知され、地域で支持を広げていき、准組合員となって共に支え合うという価値観の共有に農協が貢献していけば、次世代へとつなぐ農協の存在意義ともなっていきます。農協だけではなく、連合会を含めたJHAグループ北海道全体で取り組んでいくことを期待します。

(八) 北海道の農協だからできる

正・准組合員の新たな関係づくり

准組合員への対応が、政府主導の農協改革のなかで問題となってきたことは確かであるが、その一方で、外圧だけではなく、地域社会・経済の変化、正組合員の世代交代など、内部からも新たな協同組合の姿が求められていることも事実です。

農協にとっての准組合員を捉え直すこと、そして、それぞれ実態の違う地域に対して農協は何ができるかを問い合わせることを通じて、正組合員（農業者）と准組合員（地域住民）との関係

性を新たに作り直していく必要があります。

北海道の農協が、総合農協としての本来の姿である「多様な事業で農業と地域を支えていく」という役割」を、今後ともしっかりと発揮していくためにも重要な取り組みとなると考えます。

以上、研究報告の概要に加え、糸山先生からは調査研究を通しての所感が紹介された後、参加者ならびに坂下所長の意見・感想をいただき、報告会を終了しました。